

九大規程第43号

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程の全部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月22日

九州大学総長 石橋達朗

制定理由

クライオ電子顕微鏡等の使用に関し必要な事項を定めることに伴い、この規程を制定するものである。

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程

令和5年度九大規程43号

制定：令和5年11月22日

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程（令和3年九大規程第110号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、九州大学大学院薬学研究院（以下「薬学研究院」という。）に設置するクライオ電子顕微鏡等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成果専有利用 研究課題の秘匿性により、第4条に定める審査を受けずにクライオ電子顕微鏡等を使用し、その成果を一般に公開する義務を伴わない使用をいう。
- (2) 成果非専有利用 第4条に定める審査を通して、クライオ電子顕微鏡等の使用の可否が決定され、その成果を一般に公表する義務を伴う使用をいう。
- (3) 教育研究機関 国立研究開発法人、中期目標管理法人、行政執行法人、大学共同利用機関法人、国立大学法人、学校法人、公立大学法人及び私立学校をいう。
- (4) トライアル 使用者が学内者又は教育研究機関所属の者であるかを問わず、クライオ電子顕微鏡等を初めて使用する場合をいう。

（使用の手続）

第3条 クライオ電子顕微鏡等の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、成果専有利用又は成果非専有利用のどちらかを申し出るとともに、所定の申請書により薬学研究院長が指名するクライオ電子顕微鏡等管理者（以下「管理者」という。）に申請し、管理者の求めに応じて、成果専有利用又は成果非専有利用に関する追加の書類等を提出し、許可を得なければならない。

- 2 使用希望者は、グリーンファルマ構造解析センター（以下「センター」という。）による当該申請の内容に係る精査の結果に基づき、センター長から成果専有利用での使用を認められた場合は、センターへ成果専有利用同意書を提出しなければならない。
- 3 使用希望者は、この規程に定めるもの以外に特別な支援が必要である場合は、薬学研究院と契約等を追加して締結することができる。

（成果非専有利用に係る審査）

第4条 センターは前条第1項に基づき、使用希望者が成果非専有利用を申し出て申請した場合、別に定める運営委員会（以下「委員会」という。）で研究課題の科学的妥当性に関する審査を行い、使用希望者へ結果を通知する。

（使用者の義務）

第5条 クライオ電子顕微鏡等の使用者（以下「使用者」という。）は、管理者の指示に従い、善良なる管理者の注意をもってクライオ電子顕微鏡等を利用しなければならない。

2 成果非専有利用でを使用した使用者は、使用後にその成果並びに公開に係る具体的内容及び手順をセンターに報告し、委員会の議を経て、公開しなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者が、その責めに帰すべき事由により、クライオ電子顕微鏡等及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、成果非専有利用で学内者及び教育研究機関所属の者がクライオ電子顕微鏡等を使用する場合、1回あたりの使用が8時間以上24時間以内の使用については、別表に掲げる使用料を8時間の使用とみなすものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成果非専有利用で学内者及び教育研究機関所属の者がクライオ電子顕微鏡等を使用する場合、1回あたりの使用が4時間以上24時間以内の使用となるトライアルについては、別表に掲げる使用料を4時間の使用とみなすものとする。

(徴収等)

第8条 前条に規定する使用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、薬学研究院長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、クライオ電子顕微鏡等の使用に関し必要な事項は、薬学研究院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月22日から施行する。

九大規程第1号

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月11日

九州大学総長 石橋達朗

制定理由

各種消耗品の価格及び別表の改定に伴い、この規程を制定するものである。

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程の一部を改正する規程

令和 7 年度 九 大 規 程 第 1 号

制 定：令和 7 年 4 月 1 1 日

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程（令和 5 年度九大規程第 4 3 号）
の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(使用料) 第 7 条 使用者は、別表に掲げる使用料等を 納付しなければならない。 (略)	(使用料) 第 7 条 使用者は別表に掲げる使用料を納 付しなければならない。 (略)
別表（第 7 条関係） <u>（別紙のとおり）</u>	別表（第 7 条関係） <u>（別紙のとおり）</u>

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(別紙)

新

別表 (第7条関係)

1. 準備料及び手数料

設 備 名	利用区分	準備料及び手数料 (円/回) (※2)			
		本学が管理する経費から支出される場合		左記以外の経費から支出される場合	
		設備使用 (※1)	依頼分析 (※1)	設備使用	依頼分析
超高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-3300 (※3)	成果非専有利用			9,300	
	成果専有利用	96,000	96,000	96,000	96,000
高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-Z200FSC (※3)	成果非専有利用			7,900	
	成果専有利用	96,000	96,000	96,000	96,000

2. 1時間当たりの使用料

設 備 名	使用料 (円/時間)			
	本学が管理する経費から支出される場合		左記以外の経費から支出される場合	
	設備使用	依頼分析	設備使用	依頼分析
超高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-3300 (※3)	6,400	6,400	7,100	9,300
高加速電圧クライオ電子顕微鏡装置 JEM-Z200FSC (※3)	5,100	5,100	5,600	7,900

3. 1件当たりの使用料

設 備 名	使用料 (円/件)			
	本学が管理する経費から支出される場合		左記以外の経費から支出される場合	
	設備使用	依頼分析	設備使用	依頼分析
クライオ電子顕微鏡試料作成用凍結装置 (※3) (※4)	2,600	3,100	2,600	8,200

4. 各種消耗品の使用料

消 耗 品 名	単 位	使用料 (円)
グリッド (Cu)	1個当たり	2,100
グリッド (Au)	1個当たり	3,100
クランプ (C-ring)	1個当たり	830
グリッドケース	1個当たり	1,100
C-Clip & ring	1組当たり	3,200
カーボン支持膜付グリッド (Cu)	1個当たり	3,000

備考

- (※1) 設備使用とは当該設備を使用する場合、依頼分析とは当該設備を使用する試料の分析等を依頼する場合をいう。以下この表において同じ。
- (※2) 成果非専有利用の場合は準備料として、成果専有利用の場合は手数料（準備料含む。）として徴収する。
- (※3) 各種消耗品を使用する場合は、別表4に定める額を加算する。
- (※4) 本設備については、準備料又は手数料を徴収しない。